

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 12 月 8 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600438 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600196 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 13 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の記録では、A社において平成 13 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨記録されている。

しかし、私が A 社に入社した平成 12 年 12 月の採用面接の際に、半年勤務しなければ厚生年金保険及び健康保険には加入できないとの説明を受けたことや雇用契約の更新（平成 13 年 3 月 1 日）の話があった時に、同年 3 月末で退職する旨を伝えていたことなどから、加入手続は行われていないものと思っていたので、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間は厚生年金保険に加入する期間ではなかったとして、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しを求めている。

しかしながら、請求者から提出された労働契約書兼雇入れ通知書及び給与の支給明細書、雇用保険の記録並びに勤務形態に係る請求者の陳述から判断すると、請求者は請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていないかったとは認められない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、請求期間当時の事業主並びに同社の B 事業及び C 事業の譲渡先である D 社は、請求者に係る資料を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録に誤りがあったか否かについて確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。